

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

令和2年度において評価の結果を取りまとめた「死因究明等の推進に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりです。

この内容については、令和4年6月3日に国会へ報告しています。

テーマ名	死因究明等の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和3年3月12日）
関係行政機関	国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果の概要

○ 評価の観点

死因究明等の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果の概要

平成26年に閣議決定された「死因究明等推進計画」の重点的施策の進捗状況は、関係府省ごとの取組内容の記載にとどまっており、当該計画策定により期待される効果の観点から、どの程度の成果が上がっているのか、全体として評価できるものとはなっていない。また、多くの都道府県において、地方の状況に応じた施策を検討するものと期待された死因究明等推進協議会（死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）上の名称は「死因究明等推進地方協議会」。以下「地方協議会」という。）が、実効性ある議論の場として活用されていない実態が認められることから、その効果は限定的とみられる。

基本法に基づく新たな計画策定が予定されていることに鑑み、現行の計画に基づく取組を中心にその実施状況等を把握した。

(1) 地方協議会の活性化

地方協議会は、令和元年10月末時点で、37都道府県において設置されている。しかし、多くの都道府県（32都道府県）において、地方協議会でどのような議題を設定し、議論すればよいのか悩んでいる状況もうかがえる。

国としては、広域的な意見交換等を通じて、地方の独自性を尊重しつつも、地方協議会の議題としてどのような課題や施策を設定すべきか、施策を推進するために地方協議会をどのように運営すれば効果的か、を示すことが有益と考えられる。これを端緒として地方協議会は、関係機関間の情報共有や意見交換にとどまらず、死因究明等の諸施策を推進する機能を果たすものになっていくことが期待される。

(2) 法医等の人材の育成及び資質の向上

医学部を置く大学のうち、77大学中15大学で、法医人材養成に特化したコース等が設置され、そのうち12大学では、死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号。平成26年失効）の施行後に設置されている。また、大学で警察等取扱死体の解剖を実施している教員等数は、平成30年は23年に比べて5.1%減少しており、特に、将来の担い手である大学院生等は41.6%減少している。

大学において法医人材養成コースの整備などがみられるが、人材供給において顕著な効果はみられない。

(3) 警察等における死因究明等の実施体制の充実

平成30年における検視官臨場数及び臨場率は、どちらも23年に比べ増加しているが、警察本部があらかじめ登録等している検視等立会医の人数は、17本部において、31年は23年に比べ減少している。

死因究明等の実施体制の充実については、検視官の臨場率が向上する一方で、検視等立会医の確保に困難を感じている現場がある状況が見受けられ、これらの状況は地域によっても異なることから、地方協議会の場等を活用しつつ、検視等立会医の確保を図る取組について

検討することが課題と考えられる。

(4) 死体の解剖、死亡時画像診断等の実施体制の充実

警察等取扱死体に対する解剖の実施体数は、平成 30 年度は 23 年度に比べて 12.4%増加しており、大学別にみると、約半数の大学（77 大学のうち 43 大学）において、30 年度は 23 年度に比べ増加している。また、死亡時画像診断は、半数以上の大学（77 大学中 45 大学）が実施しており、その実施割合（警察等取扱死体の解剖数に占める割合）は、平成 30 年度は 23 年度に比べて、撮影は 16.9 ポイント、読影は 16.5 ポイント増加している。一方、厚生労働省が死因究明の体制作りのために実施している異状死死因究明支援事業の活用実績は、16 都道府県と低調である。

死亡時画像診断の実施事例の増加がみられる一方、異状死死因究明支援事業の活用実績が低調な状況が見受けられる。

(5) 身元確認等の円滑化

厚生労働省は、歯科情報のデータベース化のための標準化事業を進めており、実地調査した 20 都道府県歯科医師会の全てが、歯科情報のデータベースの有用性を認識しているが、十分な住民理解が得られていない状況にある。警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づく警察署長からの死者の診療情報等の提供依頼については、厚生労働省から周知されているが、ほとんど全ての警察本部において診療情報の提供が円滑に進まなかったことがあるとしている。

歯科情報のデータベースの整備を促進する方策、診療情報の提供を円滑化する方策について検討することが必要と考えられる。

(6) 死因究明により得られた情報の活用

警察本部から関係行政機関に対して、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、再発防止のために通報等が行われている。しかし、地方協議会の主催者である知事部局からは、その必要性は認めつつも、「一部地域で特定の病気による死者が多数発生した場合、どのように情報収集し、それをどのように活用するのかが分からない」などの指摘がなされている。

死因究明により得られた情報が、食中毒、児童虐待、消費者事故など、通報・情報提供された関係行政機関による対応の端緒となり、公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるよう、その具体的方策を検討することが課題と考えられる。

※ 下表の「政策への反映状況」は、意見通知・公表日（令和 3 年 3 月 12 日）以降、令和 4 年 3 月末現在までに関係行政機関が採った措置である。

意見	政策への反映状況
<p>1 推進施策の具体化及び実施状況の検証・評価</p> <p>関係府省は、連携して、死因究明等の推進に資する取組の促進を図るため、前述(1)から(6)までに示した課題及び方向性について、死因究明等が重要な公益性を有するものとして位置付けられること、実施体制の強化及び人材の育成・資質の向上の観点から、厚生労働省に置かれた死因究明等推進計画検討会等における議論や、新たな死因究明等推進計画策定後における各施策の具体的な実行過程を通じて、国として推進すべき施策の具体化を図るとともに、</p>	<p>(厚生労働省死因究明等推進本部)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 意見を踏まえ、厚生労働省死因究明等推進本部（本部長：厚生労働大臣）において、死因究明等推進計画の案を作成し、令和 3 年 6 月 1 日に「死因究明等推進計画」が閣議決定された。現在、同計画に基づき、関係省庁と連携し、死因究明等に関する施策を総合的に推進している。○ 同計画では、到達すべき水準として、死因究明等が重要な公益性を有するものとして位置付けられること、必要な死因究明等が実現される体制の整備等を掲げ、死因究明等推進計画検討会における議論も踏まえ、各省庁が取り組む施策を具体化している。○ 今後、少なくとも毎年 1 回、厚生労働省において、同計画に掲げられた各施策のフォローアップを行い、施策の具体的な実施状況を把握した上で、関係省庁の協力を得て、必要な改善方策を検討する機会を設ける予定である。○ さらに、同計画は 3 年に 1 度見直すこととされていることから、上記フォローアップの結果等を踏まえ、今後、厚生労働省死因究明等推進本部において、検証・評価を行い、見直しに向けた検討を行う

基本法の枠組みによって、死因究明等推進本部等がこれら施策の実施状況を検証・評価することが重要である。

なお、その際には、薬物及び毒物に係る検査実施体制等、上記以外の課題に関する本評価結果も踏まえて検討することが期待される。

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

う予定である(基本法第19条第7項)。

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

○ 死因究明等推進計画の案の作成に当たっては、厚生労働省死因究明等推進本部の下に、法医学者、法歯科医学者、刑事法学者、弁護士等多方面の有識者により構成された、死因究明等推進計画検討会が開催された。同検討会において、現状の課題や死因究明等推進計画に盛り込むべき施策等について、関係省庁を交えて様々な検討が行われ、死因究明等の推進に関する具体的施策が同計画に盛り込まれた。

○ 各省庁における具体的施策の実施状況は以下のとおりである。

(1) 地方協議会の活性化について

(厚生労働省)

○ 厚生労働省は、「死因究明等推進計画」(令和3年6月1日閣議決定)に基づき、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となる「死因究明等推進地方協議会運営マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を令和4年3月に策定した。当該マニュアルでは、死因究明により得られた情報を活用することで、災害、事故、犯罪、虐待など市民生活への被害の拡大や再発の防止に寄与したり、高齢者の孤独死や在宅看取りへの対応、災害時の身元確認の円滑化など死因究明等の取組が行政課題の解決にも貢献したりするなど、地域における死因究明体制の整備の重要性を示すとともに、そうした体制整備が各地域で進むよう、地方協議会を設置する際の具体的な手順や各都道府県等における具体的な取組事例等を示している。当該マニュアルを都道府県に周知し、地域の状況に応じた地方協議会の運営の活性化を推進するとともに、死因究明等により得られた情報や死因究明等の取組が事件事故の再発防止や行政課題の解決など様々な分野で活用されるような体制整備を促している。

(2) 法医等の人材の育成及び資質の向上について

(文部科学省)

○ 文部科学省は、令和3年度より、法医学教室で意欲的な取組を行う大学が、近隣の大学やその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や臨床医、臨床歯科医等の現役の医療従事者への学び直しを行う教育拠点を構築するため、大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業(基礎研究医養成活性化プログラム)において新たな取組を開始し、医歯薬等の多職種連携による法医人材の養成など、大学における先導的な人材養成に係る取組を支援している。令和3年度は、継続する5大学の取組に加え、新たに選定された2大学が取組を開始したことにより、死因究明等の知識・技能を身に付けた医師・歯科医師の増加と地域間での人材の循環による死因究明人材の更なる充実が期待される。

(3) 警察等における死因究明等の実施体制の充実について

(国家公安委員会・警察庁)

○ 警察庁は、令和4年3月に発出した「死因究明等推進地方協議会への情報提供等について(通達)」(令和4年3月11日付け警察庁丁捜一発第28号警察庁刑事局捜査第一課長通達)により、都道府

県警察に対して、地方協議会等において、都道府県医師会等と連携するなどして、地方の状況を踏まえ、検視等立会医の確保を図る取組について検討するよう指示した。

(国土交通省)

- 海上保安庁は、検視業務を担当する「鑑識官」を各海上保安部署に配置することとしている。令和3年度には、新たに3部署へ鑑識官が配置され、これまでに全国の78部署に配置されている。引き続き、業務上の観点から必要な海上保安部署に配置することにより、死因究明等の体制を拡充予定である。

また、地方協議会等において、都道府県医師会等と連携するなどして、地域ごとに状況が異なる点を踏まえ検視等立会医の確保を図る取組を行っていく。

(4) 死体の解剖、死亡時画像診断等の実施体制の充実について
(厚生労働省)

- 厚生労働省が死因究明の体制作りのために実施している異状死死因究明支援事業について、地方協議会等を通じて都道府県にその活用を働き掛け、令和3年度は35都道府県(交付決定ベース)に補助を行った。今後は、事業の更なる活用を推進していく予定である。

(5) 身元確認等の円滑化について
(厚生労働省)

- 厚生労働省は、令和3年3月26日に口腔診査情報標準コード仕様を同省における保健医療情報分野の標準規格として制定した。また、歯科情報の利活用推進事業において、当該標準コード仕様を用いたレセプトデータによる個人識別の精度について検証を行うとともに、身元確認データベース運用の在り方について検討を行った。

(6) 死因究明により得られた情報の活用について
(国家公安委員会・警察庁)

- 警察庁は、令和4年1月に発出した通達により、都道府県警察に対して、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第9条に規定する関係行政機関への通報に関して、通報を実施すべき場合、通報時期等の留意事項を踏まえ、必要な通報が確実に実施されるよう指示した。

(厚生労働省)

- 厚生労働省は、「死因究明等推進計画」(令和3年6月1日閣議決定)に基づき、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和4年3月に策定した。当該マニュアルでは、死因究明により得られた情報を活用することで、災害、事故、犯罪、虐待など市民生活への被害の拡大や再発の防止に寄与したり、高齢者の孤独死や在宅看取りへの対応、災害時の身元確認の円滑化など死因究明等の取組が行政課題の解決にも貢献したりするなど、地域における死因究明体制の整備の重要性を示すとともに、そうした体制整備が各地域で進むよう、地方協議会を設置する際の具体的な手順や各都道府県における具体的な取組事例等を示している。当該マニュアルを

	<p>都道府県に周知し、地域の状況に応じた地方協議会の運営の活性化を推進するとともに、死因究明等により得られた情報や死因究明等の取組が事件事故の再発防止や行政課題の解決など様々な分野で活用されるような体制整備を促している。【再掲】</p>
<p>2 地方協議会等における議論の活性化のための環境整備</p> <p>関係府省は、地方協議会等が、死因究明等に係る課題の解決に向けて、現場の実態を踏まえたより効果的な施策展開ができる場となるよう、下記のとおり、各都道府県の実情に応じて優先的に取り組むべき課題や施策について議論できるような環境を整えることが適当である。</p> <p>(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)</p> <p>① 国は、死因究明等の推進に係る施策ごとの目標達成度が不明確なまま基本法が制定された現状に鑑み、地方協議会等において、各都道府県の状況を踏まえた死因究明等の推進に係る施策の議論が進められるよう、少なくとも基本的施策ごとに把握すべきデータを提示する必要がある。</p> <p>例えば、死因究明等に係る各種情報（在宅死亡者（地域別・死因別）、警察等取扱死体の内訳（年齢別）等）について、地方協議会等において分析・活用できるデータとして提示すべきではないか。</p> <p>② 国は、死因究明等の推進に係る施策の実施に当たっては、限られた人材等のリソースを前提とすれば、それぞれの地域において優先すべき課題を明らかにした上</p>	<p>① (国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)</p> <p>○ 厚生労働省は、国及び地方公共団体が、大学法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安本部その他の死因究明等の実務の主体となる機関の実態を踏まえて効果的に施策を推進するとともに、施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得ることを目的として、関係省庁の協力を得て、令和4年1月から、これら機関の体制や実績等について調査を行っている。令和4年中に、調査結果を取りまとめ、各都道府県と共有するほか、本調査結果を踏まえ、地方協議会等の機会を通じて、地域における死因究明等の推進に向けた議論が活性化するよう支援していく予定である。</p> <p>○ 警察庁は、令和4年3月に発出した「死因究明等推進地方協議会への情報提供等について（通達）」により、都道府県警察に対して、地方協議会における死因究明等に関する議論に資するよう、警察取扱死体の年齢別等の内訳を提供するよう指示した。</p> <p>②・③ (厚生労働省)</p> <p>○ 厚生労働省は、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定）に基づき、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和4年3月に策定した。当該マニュアルでは、死因究明により得られた情報を活用することで、災害、事故、犯罪、虐待など市民</p>

でより効果的な施策を選択できるよう、各都道府県の置かれた状況を踏まえた施策展開を促す必要がある。

例えば、地方協議会等において、死因究明等への対応件数の増大や対応期間の長期化への対処方策として、診療情報の円滑な提供、検視等立会医の更なる確保、かかりつけ医による看取りの推進などの取組を検証するなど、現場の実態を踏まえた適切な議題設定を促すための運営方法等を示すべきではないか。

- ③ 国は、警察などからの通報・情報提供案件が、公衆衛生の向上及び増進に資する情報として、食中毒、児童虐待、消費者事故などを所管する部局による施策の立案・推進や、保健所、児童相談所、消費生活センターなど現場の関係機関による対応に広く活用される取組を推進することが重要である。

例えば、地方協議会等において、これら公衆衛生関係の部局・機関において個別案件の内容が共有・蓄積されるよう促すとともに、これらの情報が疾病予防、健康長寿対策等の施策へ活用されるような方策を積極的に示すべきではないか。

生活への被害の拡大や再発の防止に寄与したり、高齢者の孤独死や在宅看取りへの対応、災害時の身元確認の円滑化など死因究明等の取組が行政課題の解決にも貢献したりするなど、地域における死因究明体制の整備の重要性を示すとともに、そうした体制整備が各地域で進むよう、地方協議会を設置する際の具体的な手順や各都道府県における具体的な取組事例等を示している。当該マニュアルを都道府県に周知し、地域の状況に応じた地方協議会の運営の活性化を推進するとともに、死因究明等により得られた情報や死因究明等の取組が事件事故の再発防止や行政課題の解決など様々な分野で活用されるような体制整備を促している。【再掲】

(国家公安委員会・警察庁)

- 各都道府県の実情に応じて優先的に取り組むべき課題や施策について議論できるような環境整備として、警察庁は、令和3年12月に開催した全国会議や4年3月に発出した「死因究明等推進地方協議会への情報提供等について（通達）」等により、都道府県警察に対して、地方協議会が未設置の県については、知事部局にその設置を働き掛けるとともに、設置済みの都道府県については、死因究明等に資する情報を提供するなどして、実質的な議論を行えるよう、知事部局に働き掛ける旨指示した。

(注) 評価結果等の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030312.html) 参照